

無線設備規則第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する告示案  
に係る意見募集に対して提出された意見と総務省の考え方  
－60GHz 帯の周波数の電波を利用する無線設備の高度化に伴う制度整備－

意見	総務省の考え方	命令等への反映の有無
<p>従来の無線設備規則第九条の四(混信防止機能)において、「七 五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局 イ 電気通信回線に接続する場合」については、電波法施行規則 第六条の二の三の規定で「識別符号を自動的に送信し、又は受信する」ことが必要であり、「ロ 電気通信回線に接続しない場合」においては識別符号の送信は不要で「利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができる」ことが許容されていた。</p> <p>今回の改定で「七 五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局」が削除され無線設備規則第四十九条の二十の「七 五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用するもの」に移行することにより、電気通信回線に接続しない場合においても識別符号の送信が必要になっている。</p> <p>このような変更に関する情報開示が不十分であり、従来使用可能であったシステムが使えなくなってしまう。従って「送信装置の空中線電力が一〇ミリワット以下で電気通信回線に接続しないもの」に関しては「利用者による周波数の切替え又は電波の発射の停止が容易に行うことができる」ような規定を追加して頂きたい。</p>	<p>頂いた御意見については、本件意見募集の対象外となります。</p> <p>なお、現在、技術基準適合証明又は工事設計認証を受けている無線設備については、経過措置により、従前のとおり使用可能な無線設備とみなすこととしております。</p>	なし

<p>人体への吸収率に関しては、「人体に近接した利用形態が想定されていないことを前提として、人体への安全性を確保させるための一定の条件下、人体への比吸収率の規定の適用を除外することが適当であると考えます。」とあるが、スマートホンなどに 60GHz 帯無線機を搭載して人体に近接して使用することも想定される。多くの場合、人体近傍で使うものはバッテリーの電力消費の観点から送信電力を絞って使うことが想定されるので、実質的には問題ないと考えられる。しかしながら規定として「適用を除外することが適当」かどうかは別問題で、単純には判断できないのではないかと。ただしこれは電波防護指針等で規定すべき問題であり、今回の無線設備規則の改定とは切り離して考えるべきものである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社富士通研究所】</p>	<p>人体への比吸収率の規定の適用については、情報通信審議会情報通信技術分科会からの答申及び今後の製品の開発動向等を踏まえ、人体に近接した利用形態が想定されていないことを前提とし、人体への安全性を確保させるための一定の条件下、人体への比吸収率の規定の適用を除外することとするものです。この一定の条件については、民間事業者による自主的な検討が進められており、業界標準規格において運用ルールが策定される予定です。総務省としてはその内容について注視してまいります。</p> <p>なお、人体に近接した新たな利用形態が生じる場合には、適正な規律を整備する必要があることから、今後、検討していくこととします。</p>	なし
<p>具体的な出力に関しては専門家でないのでその値について詳しい事は言えないが、しかしこの様な無線 LAN 機器については当然人体に近い位置で使われる事を想定すべきものであると考える。</p> <p>無線 LAN については当然人体への吸収について重きをおいて考えるべきであり、ここでその観点を除外する事はありえないとすべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>人体への比吸収率の規定の適用については、情報通信審議会情報通信技術分科会からの答申及び今後の製品の開発動向等を踏まえ、人体に近接した利用形態が想定されていないことを前提とし、人体への安全性を確保させるための一定の条件下、人体への比吸収率の規定の適用を除外することとするものです。この一定の条件については、民間事業者による自主的な検討が進められており、業界標準規格において運用ルールが策定される予定です。総務省としてはその内容について注視してまいります。</p>	なし

	<p>なお、人体に近接した新たな利用形態が生じる場合には、適正な規律を整備する必要があることから、今後、検討していくこととします。</p>	
--	---	--